

私立専修学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>(校舎等)</p> <p>第9条 設置基準第46条に規定する校舎等(以下「校舎」という。)は、負担付き(担保に供されている等)又は借用であってはならない。<u>ただし、借用にあつては高等課程を設置する場合を除き、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実に認められる場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 国又は地方公共団体からの借用であつて、所有権を移転することが困難であり、20年以上継続して使用できる権利を取得していること。</u></p> <p><u>(2) 前号以外の借用であつて、借地借家法の規定による20年以上の借家権が設定され、かつ、登記されていること。この場合において、当該借家権より先に登記された抵当権があるときは当該抵当権者全てから、借家権の存続に係る同意を得て、当該同意が登記されていること。</u></p> <p><u>2 前項ただし書に規定する場合において、同一建物内に当該専修学校以外の施設が設置されているときは、次の各号に掲げる条件に適合すること。ただし、当該専修学校以外の施設が、当該専修学校と同一の設置者が設置する他の学校等の施設であつて、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 当該建物内に設置された他の施設が、専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、当該条件が将来的にも担保される見込みであること。</u></p> <p><u>(2) 専修学校として使用する部分は、原則</u></p>	<p>(校舎等)</p> <p>第9条 設置基準第46条に規定する校舎等(以下「校舎」という。)は、負担付き(担保に供されている等)又は借用であつてはならない。<u>ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められた場合は、この限りではない。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>として階全体とし、構造上独立したものであること。また、使用する部分が複数の階にまたがる場合は連続した階であること。</u></p> <p><u>(3) 専修学校として使用する専用の出入口及び通路が確保され、他の施設と明確に区別されるものであること。</u></p> <p><u>(4) 災害時の避難路の確保、不審者の侵入防止対策がなされるなど生徒の安全が確保されていること。</u></p> <p><u>3 建物を、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）の規定による区分所有により専修学校の校舎として使用することは、原則として認めない。ただし、高等課程を設置する場合を除き、教育上支障がないことが確実に認められる場合で、かつ、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 敷地利用権が登記され、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の規定による敷地権となっていること。</u></p> <p><u>(2) 前項各号に掲げる条件に適合すること。</u></p> <p><u>4 分校の設置は、次の各号のいずれかに該当し、実態として独立した専修学校としての要件を備えていないこと。</u></p> <p>(1) 設置される場所がへき地等であって、通学上の便宜のため地域の要望が強いこと。</p> <p>(2) 独立した専修学校となる程度の規模を有していないこと。</p> <p>(3) 教育機能が当該分校等のみで完結せず、教員、実習施設等について本校と一体となって教育を行う施設であること。</p> <p><u>5 分教室の設置は、次の各号のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p>(1) 専修学校設置基準（昭和 51 年 1 月 10 日、文部省令第 2 号）第 33 条の通信制の</p>	<p><u>2 分校の設置は、次の各号のいずれかに該当し、実態として独立した専修学校としての要件を備えていないこと。</u></p> <p>(1) 設置される場所がへき地等であって、通学上の便宜のため地域の要望が強いこと。</p> <p>(2) 独立した専修学校となる程度の規模を有していないこと。</p> <p>(3) 教育機能が当該分校等のみで完結せず、教員、実習施設等について本校と一体となって教育を行う施設であること。</p> <p><u>3 分教室の設置は、次の各号のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p>(1) 専修学校設置基準（昭和 51 年 1 月 10 日、文部省令第 2 号）第 33 条の通信制の</p>

改正前	改正後
<p>課程を置く専修学校が設置する面接による指導を行うための施設であること。</p> <p>(2) 教育条件の維持向上を図るため、やむを得ず、設置されるものであること。この場合、本校舎から徒歩5分以内の位置とすること。</p> <p><u>6</u> 前四項に規定する校舎については、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。</p>	<p>課程を置く専修学校が設置する面接による指導を行うための施設であること。</p> <p>(2) 教育条件の維持向上を図るため、やむを得ず、設置されるものであること。この場合、本校舎から徒歩5分以内の位置とすること。</p> <p><u>4</u> <u>前三項</u>に規定する校舎については、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和7年 月 日から施行する。